

本事案の概要と判決の評価

1. 被告事業者について

- (1) 事業者名称：株式会社エーチーム・アカデミー
- (2) 本店所在地：東京都渋谷区南平台町 13 番 15 号
- (3) 施設：神奈川県川崎市の本校以外に、渋谷校・大阪校・福岡校・札幌校の合計 5 校を開校している。
- (4) 在校生数：毎年約 2000 名以上（※本件訴訟における被告説明）。
- (5) グループ企業：株式会社エー・チーム，株式会社エー・プラス，株式会社エー・ライツの 3 社との間でグループ企業を形成している。但し，資本関係等はなく，業務提携関係である（※同上）。

2. 本件訴訟における差止対象である条項とその適用実態

イ) 対象条項

被告学則のうち、下記条項（※以下「本件不返還条項」と言う）。

- (1) 「退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。」(第 17 条第 3 項)。
- (2) 「除籍処分になった者については、第 17 条の 3 を準用する。」(第 18 条第 2 項)。
- (3) 「オリエンテーション実施日（当日を含む。）以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金しない。」(第 21 条第 3 項)。

ロ) 適用実態

- ① グループ企業である「エー・ライツ」が年間随時主催しているオーディションに合格した者は、その度に被告に受講生として紹介される。
- ② それら受講生を入校させるに際し、被告は、「入学時諸費用」として「41 万 8000 円」（38 万円プラス消費税）を徴収する。
- ③ 上記のとおり、オリエンテーション実施日以降は、退校の時期如何に関わらず、上記入学時諸費用は一切返金されない。
- ④ 他方、背景事情として、被告はエー・ライツに対して、上記オーディション開催のための一部実費負担として、受講生 1 名紹介当たりの手数料として「33 万 9000 円」を支払っている。

3. 本件における主要な争点（※東京地裁民事第 8 部乙合議係による主張整理に基づく）

- (1) 被告が、「不特定かつ多数の消費者」との間で本件条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるか否か（消費者契約法 12 条 3 項）。
 - ① 被告との間で本件受講契約を現に締結し、又は締結しようとする受講生が「不特

定かつ多数の消費者」(同法 12 条 3 項)であるか否か。

- ② 本件受講契約が「消費者契約」(同法 12 条 3 項)に当たるか否か。
- (2) 本件受講契約に含まれることとなる本件条項が、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」(消費者契約法 9 条 1 号)に当たるか否か。
- (3) 本件条項に定める入学時諸費用の額につき、消費者契約法 9 条 1 号所定の「平均的な損害の額」を超える部分の有無。
- (4) 原告の被告に対する本件差止請求権の行使が、信義則に反し、又は権利の濫用に該当するか否か(民法 1 条 2 項, 3 項, 消費者契約法 23 条 2 項)。

4. 本判決の要旨とその評価

- (1) 受講生らの「消費者性」⇒認められ、従って、本受講契約には、消費者契約法の適用がある。
 - (ア) 受講生は個人である。
 - (イ) 受講は「事業として」行っているものではない。
 - (ウ) 大半の受講生は、事業と評価できるほどの芸能活動を行っていない。
- (2) 賠償額の予定または違約金該当性
 - (ア) 受講生は、被告が認定したプロダクションの推薦を受けることが条件であり、入学書類提出に加え、入学時諸費用 38 万円及び月謝 3 万円を支払うことが入学許可の条件となっている。
 - (イ) 本契約における受講生らは、オーディションによる選抜を経た上で、少なくとも 1 年間にわたり、本スクールの講師から芸能活動に役立つ理論や実技の指導を受ける地位を取得するのであるから、その地位自体に一定の経済的地位が認められる。
 - (ウ) 月謝 3 万円で 1 年間の月謝総額は 36 万円であることからすると、入学時諸費用は、入学期間の月謝相当額を超えており、相当高額である。
 - (エ) 本スクールは、入学者数の定員の定めがなく、年間を通じたオーディションにより受講生を随時入学させている。
 - (オ) 以上を総合すると、入学時諸費用は、本件スクールの受講生としての地位を取得するための対価としての性格を有する部分だけでなく、被告が提供する役務に対する実質的対価(月謝)に相当する部分も含むものと見るのが相当である。
 - (カ) その中の「権利金部分」は、被告において受講生を受け入れるための手続等に要する費用に充てられることが予定されている。
 - (キ) この権利金相当部分については、その支払いによって受講生は、本スクールに入学する地位を取得するから、その後、受講契約が解除されたとしても、被告が返還義務を負う理由はない。
 - (ク) その権利金部分は、12 万円と認めることが相当である。

(ケ)入学時諸費用 38 万円のうち、権利金部分を除いた部分は、月謝の先払いに相当するから、途中退学の受講生は、被告から役務提供を受ける機会が無いから、その役務の実質的対価に相当する部分を被告が取得する根拠が無い。

(コ)従って、「38 万円の入学時諸費用」についての不返還条項は、そのうち入学の対価と認められる 12 万円については、注意的な定めに過ぎないので、賠償額の予定または違約金に該当しないが、その余の部分 26 万円については、これに該当する。

(3) 平均的損害

(ア)本受講契約が途中解除された場合の「平均的損害」として、被告が主張する①エー・ライツに対する手数料、②業務委託費、③入学対応のための人件費、④宣伝写真撮影委託費用、⑤教材費、⑥入学対応のための賃料、⑦光熱費、⑧ローン会社に対する保証金、⑨履行利益等については、宣伝写真撮影委託費用と教材費の一部を除き、その他の項目は、平均的損害に該当するとは言えない。

(イ)以上を総合すると、被告の平均的損害は「1 万円」を超えることはない。

(ウ)従って、「1 万円」を超える部分を賠償額の予定または違約金として収受するという定めは無効である。

(4) 信義則違反・権利濫用

上記に係る被告の主張は認めない。

(5) 全体的評価

① オーディション合格して契約させられた芸能スクール等で最初に高額の一時金を徴収して、その後、全く返還しないという同種紛争が、全国的に多発している。本判決の意義は、同種紛争について、適格消費者団体による差止請求訴訟として、初めて差止が認められた事例という点にある。

② 本受講契約の実態と受講生の立場を正しく把握して、「消費者性」と「消費者契約」の該当性を認め、消費者契約法の適用対象としたことは、正当な判断として評価できる。

③ また、「入学時諸費用」38 万円の全額についての被告の不返還条項について、これを消費者契約法 9 条 1 号の違約金等に該当するとして、その一部を無効とする判断についても、同様に正当な判断として評価できる。

④ しかし、本スクールは大学等と異なり、年間随時入学が可能なシステムであること、大半の受講生らは、オーディションを受けて合格したプロダクションの強い推奨により本スクールに入校したという実態等に照らすと、入学時諸費用の一部にせよ、「受講者としての地位」の対価とする評価については誤りであると思料する。

⑤ また、その受講生としての地位を取得するための対価が「12 万円」である、ということについても、その具体的な算定根拠が何ら提示されていない。